

# 分収造林事業等プロポーザル《在原(ウコ谷)》 募集要領

## 第1 プロポーザルの種類 1 型

### 第2 事業地概要

- |            |                    |                   |
|------------|--------------------|-------------------|
| (1) 事業番号   | 令和6年度              | 第1002号            |
| (2) 事業名    | 分収造林事業(木材生産)       |                   |
| (3) 事業場所   | 高島市マキノ町在原          | 事業地No.201 在原(ウコ谷) |
| (4) 事業地面積  | 49.05 ha           |                   |
| (5) 施業区域面積 | 10.00 ha           |                   |
| (6) 搬出材積   | 600 m <sup>3</sup> | (A・B材)            |
| (7) 作業道延長  | 1,400 m            | W=2.5m以上          |

### 第3 事業内容等

- (1) 事業内容
  - ① 立木の抜き伐り等による伐採
  - ② 伐採した立木の集材および造材
  - ③ 事業地内から土場への搬出、運搬
  - ④ 土場で素材の仕分け、寸検、積込および素材管理
  - ⑤ 搬出に必要な作業道開設や架線設置などの作業
- (2) 事業期間  
契約締結日から令和6年11月29日(金)まで
- (3) 仕様書  
別途定める特記仕様書によるものとする。

### 第4 提案事項

- (1) 基本事項
  - ① 事業期間
  - ② 事業概要
  - ③ 使用機械
  - ④ 山土場と中間土場
  - ⑤ 出材種類(予定数量)
- (2) アピール事項
  - ① 木材販売収益を向上させるための工夫・取組
  - ② 事業費を縮減するための工夫・取組
  - ③ 安全性や林地保全を考慮した事業の効率化を図るための工夫・取組
- (3) 事業費  
見積内容
- (4) 提案に際しての留意点  
施業区域面積および搬出材積は、第2 (5)(6)に示す数量以上を確保すること。

### 第5 現地説明会

プロポーザルにかかる現地説明会を次のとおり開催する。  
プロポーザルに参加を希望する者は、必ず現地説明会に参加すること。

- (1) 開催日時 令和6年3月5日(火) 14時～
- (2) 開催場所 高島市マキノ町在原地先 現地集合
- (3) 受付期間 現地説明会に参加しようとする者は、分収造林事業等プロポーザル現地説明会参加申込書(別紙様式1)を令和6年3月4日(月)17時までに、持参、郵送、FAXまたは電子メールで提出すること。持参する場合を除き、郵送または送信の旨を必ず電話で連絡すること。

## 第6 質疑

質疑は、分収造林事業等プロポーザルに関する質問書(別紙様式2)により持参、郵送、FAXまたは電子メールで受け付ける。持参する場合を除き、郵送または送信の旨を必ず電話で連絡すること。

質疑の受付期日は、令和6年3月6日(水) 17時までとする。

質疑と回答の内容は、現地説明会の参加者全員にFAXで通知する。

## 第7 提出書類

プロポーザルに参加を希望する者は、次の書類を作成し、期限までに提出すること。

なお、1者につき1提案とし、複数の提案書の提出や共同企業体の代表者または、構成員として重複して提出することは認めない。

### (1) プロポーザル参加申込書

提出期限は、令和6年3月12日(火) 17時までとする。

分収造林事業等プロポーザル参加申込書(別紙様式3)に次に掲げる書類を添えて、持参、郵送または電子メールで提出すること。

なお、共同企業体での参加申込は、連名により1部提出することとし、次に掲げる書類については、構成員となる者すべてにおいて提出すること。

ただし、公社の「入札等参加資格者名簿」に登録済みの者は、書類の添付を省略できる。

- ① 労働保険料等納入通知書等労災保険への加入のわかる書類の写し
- ② 都道府県税ならびに消費税および地方消費税に未納がないことを証する納税証明書(発行後3ヶ月以内のものに限る。)またはその写し
- ③ 法人にあっては、登記事項証明書(発行後3ヶ月以内のものに限る。)および印鑑証明書、個人にあっては印鑑証明書
- ④ 滋賀県木材業者および製材業者登録条例(昭和29年滋賀県条例第66号)に定める木材業者登録証の写し(ただし、申請書の写しを提出することにより登録証の写しに代えることができる。なお、木材業者登録証発行後は、速やかに本登録証の写しを提出すること。)
- ⑤ 暴力団または暴力団員等でない旨の誓約書(別紙様式4)  
なお、申請者が地方自治法第157条第1項に規定する公共的団体等(森林組合等)の場合を除く。
- ⑥ 役職員名簿(別紙様式5)  
役員の氏名(ふりがなを付す。)、生年月日および性別が記入されたものに限る。  
なお、申請者が地方自治法第157条第1項に規定する公共的団体等(森林組合等)の場合を除く。
- ⑦ 申請日直前の事業年度決算関係証明書類  
法人にあっては貸借対照表および損益計算書、個人にあっては所得税の確定申告書の写し
- ⑧ 使用印鑑届(別紙様式6)

持参の場合は、土曜日、日曜日および祝日を除く、9時から17時までとする。

郵送の場合は、簡易書留郵便により提出期限までに必着とし、プロポーザル参加申込書を郵送した旨を必ず電話で連絡すること。

### (2) 企画提案書

分収造林事業等企画提案書(別記様式7)により持参、郵送または電子メールにより提出すること。

提出期間は、令和6年3月8日(金) 9時から令和6年3月14日(木) 17時までとする。

持参の場合は、土曜日、日曜日および祝日を除く、9時から17時までとする。

郵送の場合は、簡易書留郵便により提出期限までに必着とし、企画提案書を郵送した旨を必ず電話で連絡すること。

## 第8 企画提案書についてのヒアリング

提出された企画提案書については、次のとおり審査委員会で個別ヒアリングを行うので、プロポーザル参加者は出席すること。

- (1) 実施日 令和6年3月19日 (火)
- (2) 実施場所 滋賀県大津合同庁舎 6階 滋賀県造林公社
- (3) その他 ヒアリングは各提案者ごとに30分程度を予定している。  
開始時間等については、企画提案書を提出後に別途連絡する。

## 第9 日程

項 目	日 程
①プロポーザルの公表	令和6年2月22日 (木)
②募集要領等の質疑受付期間	令和6年2月27日 (火) ~ 令和6年3月6日 (水)
③現地説明会	令和6年3月5日 (火) ※参加申込提出期限 令和6年3月4日 (月) 17時まで
④プロポーザル参加申込期間	令和6年3月6日 (水) ~ 令和6年3月12日 (火) ※提出期限 令和6年3月12日 (火) 17時まで
⑤企画提案書の受付期間	令和6年3月8日 (金) ~ 令和6年3月14日 (木) ※提出期限 令和6年3月14日 (木) 17時まで
⑥企画提案書のヒアリング	令和6年3月19日 (火) ※開催場所 滋賀県大津合同庁舎 6階 滋賀県造林公社

## 第10 留意事項

- (1) 失格または無効  
次の各号に該当した場合、失格または無効とする。
  - ① 提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合
  - ② 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
  - ③ 募集要領等に違反すると認められた場合
- (2) 変更の禁止  
提出期限後の提出書類の変更は原則認めない。

## 第11 その他

- (1) プロポーザル参加に要する費用はすべて参加者の負担とする。
- (2) 企画提案書作成のため、公社事業地への現地調査が必要な場合は、あらかじめ公社に連絡し承諾を得ること。
- (3) 提出書類は、すべて返却しない。
- (4) 契約者以外の企画提案内容について、提案者の承諾なしに利用しない。
- (5) 提出した企画提案書を取り下げた場合、今後の公社との契約において不利益な取り扱いを受けない。
- (6) プロポーザルに参加を希望する場合、この募集要領、プロポーザル実施要領を熟読し、作成すること。
- (7) 当事業は、令和6年度当初予算の成立が条件となることから、理事会において予算不成立の場合は契約しない。

## 第12 問合せ先および各種書類の提出先

一般社団法人 滋賀県造林公社 生産販売課 担当 藤田・安部  
〒520-0807 滋賀県大津市松本一丁目2番1号  
TEL:077-522-8247  
FAX:077-521-0345  
E-mail apc@morimoribiwako.com